

【オーストラリア】2021年オーストラリア予防接種登録改正（報告）法

海外立法情報課長 内海 和美

* 2021年2月、新型コロナウイルス又はインフルエンザのワクチン接種を実施する者に、接種関連情報をオーストラリア予防接種登録簿に報告することを義務付ける法律が成立した。

1 全国予防接種プログラム

オーストラリアでは、1997年に連邦政府及び州・準州政府が全国予防接種プログラム（National Immunisation Program: NIP）を立ち上げ、ワクチン投与によって発症又は重症化を防ぐことが可能な疾病¹について、対象者に無料でワクチン接種を行っている。2015年、「オーストラリア予防接種登録法²」（以下「予防接種登録法」）が制定され、個人のワクチン接種記録をデータベース化し、維持・管理することや、国内のワクチン接種実施状況に関する統計や関連情報の収集・分析・公表等を促進するため、オーストラリア予防接種登録簿（Australian Immunisation Register: AIR）が設けられた。

2 法改正の背景

AIRへの報告対象は、NIPによるワクチン接種だけではなく、旅行のため個人的に行った接種等も含まれる。しかし、ワクチン接種実施者（vaccination provider. 開業医や、連邦政府等によりワクチン接種を認可された個人又は団体³）からAIRへの報告に法的義務はなく、任意であるため、全ての接種記録がAIRに登録されているわけではない。そのため、個人や医療従事者が、緊急時や医療行為を行う際にワクチン接種履歴を確認できない場合があることが問題となっていた⁴。しかし、コロナ禍においては、全国民の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ワクチン接種履歴を把握することは不可欠である。そこで、2021年2月15日、予防接種登録法を改正し、COVID-19 ワクチン接種履歴の追跡を可能とするため、ワクチン接種実施者に接種記録のAIRへの報告を義務付ける法律（「2021年オーストラリア予防接種登録改正（報告）法⁵」2021年法律第1号。以下「改正法」）が裁可され、翌16日、一部を除いて施行された。併せて、同月19日に関連規則の改正⁶（施行は翌20日。以下「規則」）も行われた。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

¹ B型肝炎（hepatitis B）、ジフテリア（diphtheria）、破傷風（tetanus）、はしか（measles）、百日咳（pertussis）、おたふく風邪（mumps）、風疹（rubella）、帯状疱疹（herpes zoster）、小児麻痺（polio）、インフルエンザ（influenza）等、17疾病である。"National Immunisation Strategy for Australia 2019-2024," Department of Health, 2018, p.10. <https://www.health.gov.au/sites/default/files/national-immunisation-strategy-for-australia-2019-2024_0.pdf>

² Australian Immunisation Register Act 2015, No.138, 2015. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00122>>

³ *ibid.*, section 4.

⁴ "Strengthening Australia's immunisation program," Media release, Minister for Health and Aged Care, 2020.12.3, Department of Health website. <<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/strengthening-australias-immunisation-program>>; "Explanatory Memorandum; Australian Immunisation Register Amendment (Reporting) Bill 2020," House of Representatives, p.1. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020B00183/Explanatory%20Memorandum/Text>>

⁵ Australian Immunisation Register Amendment (Reporting) Act 2021, No.1, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00001>>

⁶ Australian Immunisation Register Amendment (Reporting) Rules 2021, Dated 19 February 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021L00133>> 主な改正点は、Australian Immunisation Register Rules 2015 <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021C00234>> への第9条の追加である。

3 改正法の概要

主な改正点は、予防接種登録法第1章に、第2A節「報告義務等」(第10A条～第10C条)が追加されたことである。

(1) ワクチン接種情報報告義務(第10A条)

認可を受けたワクチン接種実施者は、オーストラリア国内で、規則に定められたワクチン接種を行う場合、定められた期間内に、当該ワクチン接種に関する情報をAIRに報告しなければならない(第1項)。規則第9条では、この報告要件を、次のとおり詳細に規定する。①報告対象となるワクチンは、2021年2月20日以後に接種されたCOVID-19ワクチン及び同年3月1日以後に接種されたインフルエンザワクチンである。②報告は、ワクチン接種から24時間以内、それが不可能な場合は10営業日以内に、電子媒体(困難なら書面)で行わなければならない。③報告事項は、ワクチン接種を受けた者の氏名・連絡先・生年月日・性別・メディケア番号⁷、ワクチン接種実施者を識別する情報、ワクチン接種日、COVID-19ワクチンの場合は、ワクチン容器のシリアルナンバー等である。

認可を受けたワクチン接種実施者が、オーストラリア国外で実施された当該ワクチンの接種情報を得た場合も、第1項と同様の報告義務を負う(第3項)。

第1項及び第3項の報告義務に違反した者は、30ペナルティ・ユニット⁸(Penalty Unit: PU)以下の民事罰が科される(第5項)。

(2) ワクチン接種情報報告義務違反者への通告(第10B条)

連邦保健省次官は、ワクチン接種実施者が第10A条第1項又は第3項の報告義務を遵守していないと認める場合は、書面による通告を行い、通告に記載された期間内に記載された方法で、当該義務違反に関する情報を提出するよう求めることができる(第1項)。提出期限は、通告から14日間未満であってはならない(第2項)。

第1項の通告に従わなかった者には、30PU以下の民事罰が科される(第3項)。

(3) ワクチン接種情報報告義務違反者への警告(第10C条)

連邦保健省次官は、ワクチン接種実施者が第10A条第1項又は第3項の報告義務に違反したと認める場合は、第10A条第5項に基づく民事罰を科される可能性があることを、当該ワクチン接種実施者に対して、書面により警告することができる。

4 AIR登録情報の用途

ハント(Greg Hunt)連邦保健大臣が連邦議会で行った法案説明⁹によれば、AIRに登録された情報は、①ワクチンやワクチン接種プログラムの有効性の監視、②疾病発生時の国内危険地域の特定、③予防接種政策や研究への情報提供、④学校への入学や就職時のワクチン接種証明、⑤オーストラリア全土のワクチン接種率の把握等のために使用される。

⁷ メディケア(medicare)とは、オーストラリアの公的医療保障制度。オーストラリアの永住権保持者、市民権保持者、永住権申請中の者等が加入対象者となる。メディケア番号は、対象者にオーストラリアの健康保険委員会(Health Insurance Commission)が割り当てる個人識別番号。

⁸ 1PUは、210豪ドル(2021年5月現在)。Crimes Act 1914, No.12, 1914, section 4AA. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00127>> 1豪ドルは、約83.9円(令和3年6月報告省令レート)である。

⁹ Greg Hunt, "Bills; Australian Immunisation Register Amendment (Reporting) Bill 2020; Second Reading," House Hansard, 2020.12.3, p.10427. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/11b18738-de56-4d82-82f6-2c10fddd6b2b/0020/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf> また、予防接種登録法第10条「登録簿の目的」も参照。